

子どもを支援する際に知っておきたい 行政の窓口

～子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、
地域子育て支援拠点について～

綾瀬市健康づくり推進課

綾瀬市とはどんなところ？

- ・人口は約83,200人。令和3年の出生数559人で年々減少傾向。
- ・綾瀬市は神奈川県ほぼ真ん中にあり、厚木基地がある。
鉄道の駅はないがバス路線が充実。
- ・県内でも製造業の割合が大きく、中小企業の多い「ものづくりのまち」。
- ・外国人比率は約4.9%（4,129人）と県内市町村で第3位（R4年1月1日）。
（神奈川県外国人比率約2.4%）
- ・日本語ボランティア教室や市民団体による国際交流事業など多文化共生のまちづくりを進めている。
- ・「子育てにも優しいまち」として子育て商品券の支給、小・中学校の完全給食、非認知能力を高める育児講座の開催等。



綾瀬市健康づくり推進課

- ・綾瀬市保健福祉プラザ内

- ・総合的な保健福祉サービスを提供し、高齢者・障がい児者、子育て世代などからの様々なニーズに対する相談と支援について1か所に対応できる施設。

- ・1ヶ所に子育て支援のおける3つの機能が揃っており連携の取りやすさが特徴



- ・健康づくり推進課内（健康づくり担当）

- 「子育て包括支援センター」(妊娠・出産・子育て総合相談)

- 母子保健法 地区担当制

- 「子ども家庭総合支援拠点」 児童福祉法

- その他、成人保健分野・精神保健分野（保健指導・健康教育・個別支援等）

子育て世代包括支援センター 「妊娠・出産・子育て総合相談」

- ・目的 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する
- ・平成29年に母子保健法が改正（法律上は母子健康包括支援センター）
児童虐待の発生予防として位置づけられ、母子保健にとどまらず、包括的に子育てを支援するように明確に示された。

- ①妊産婦等の支援に必要な実情も把握
- ②妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じ、
必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整



- ・令和3年度より、困難事例への対応等の強化(子ども家庭総合支援拠点との連携強化等)



市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要



※上記以外に、地方自治体が地域の実情に応じて単独で実施している事業がある。

子ども家庭総合支援拠点

目的

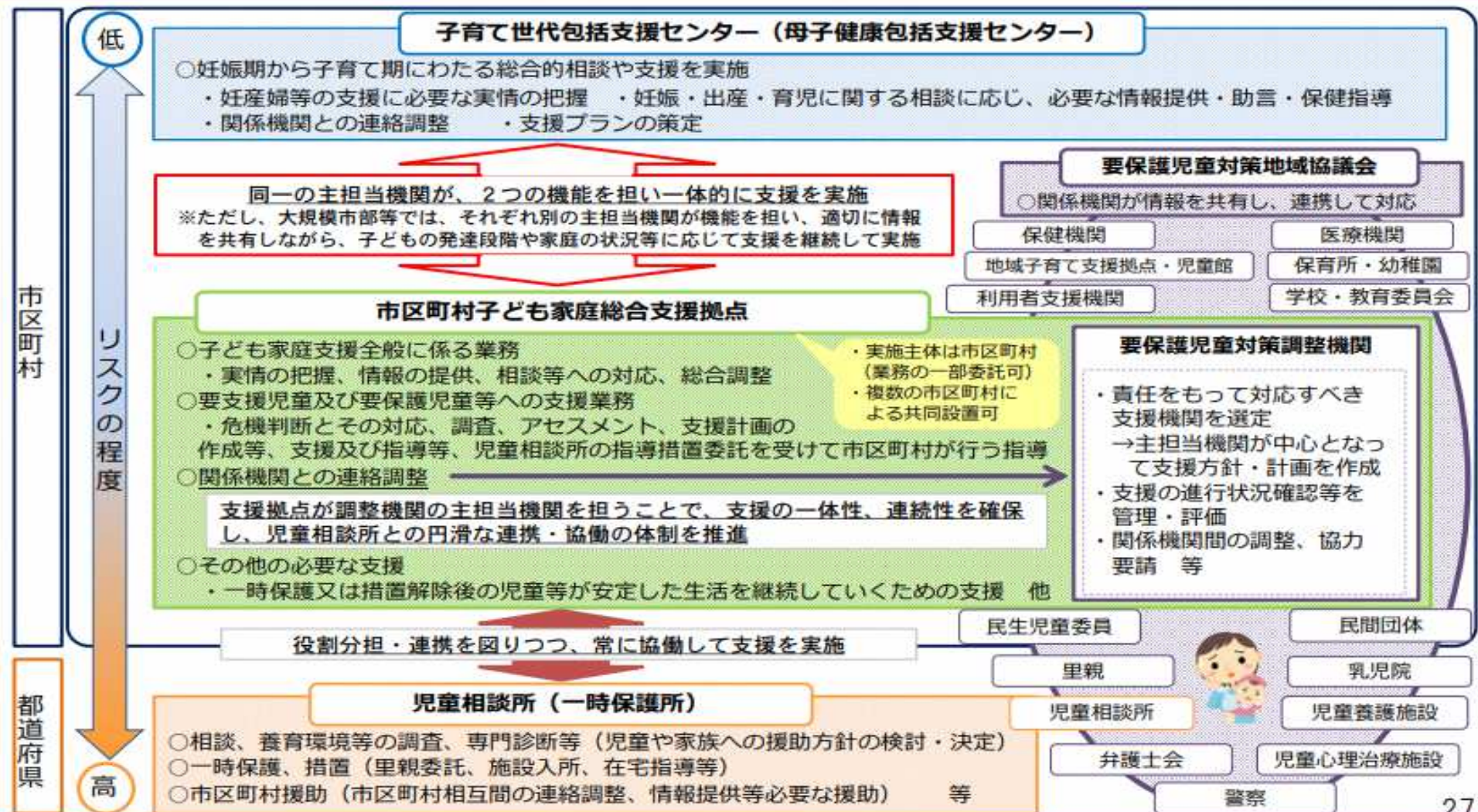
子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う。妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努める。

- ①子ども家庭支援全般に係る業務
(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整)
⇒子どもとその家庭及び妊産婦等を対象
在宅支援を中心としたより専門的な相談対応
継続的な個別支援を実施
- ②要支援児童や要保護児童、及びその家庭、又は特定妊婦を対象とした支援業務の強化
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

要保護児童対策地域協議会(要対協)

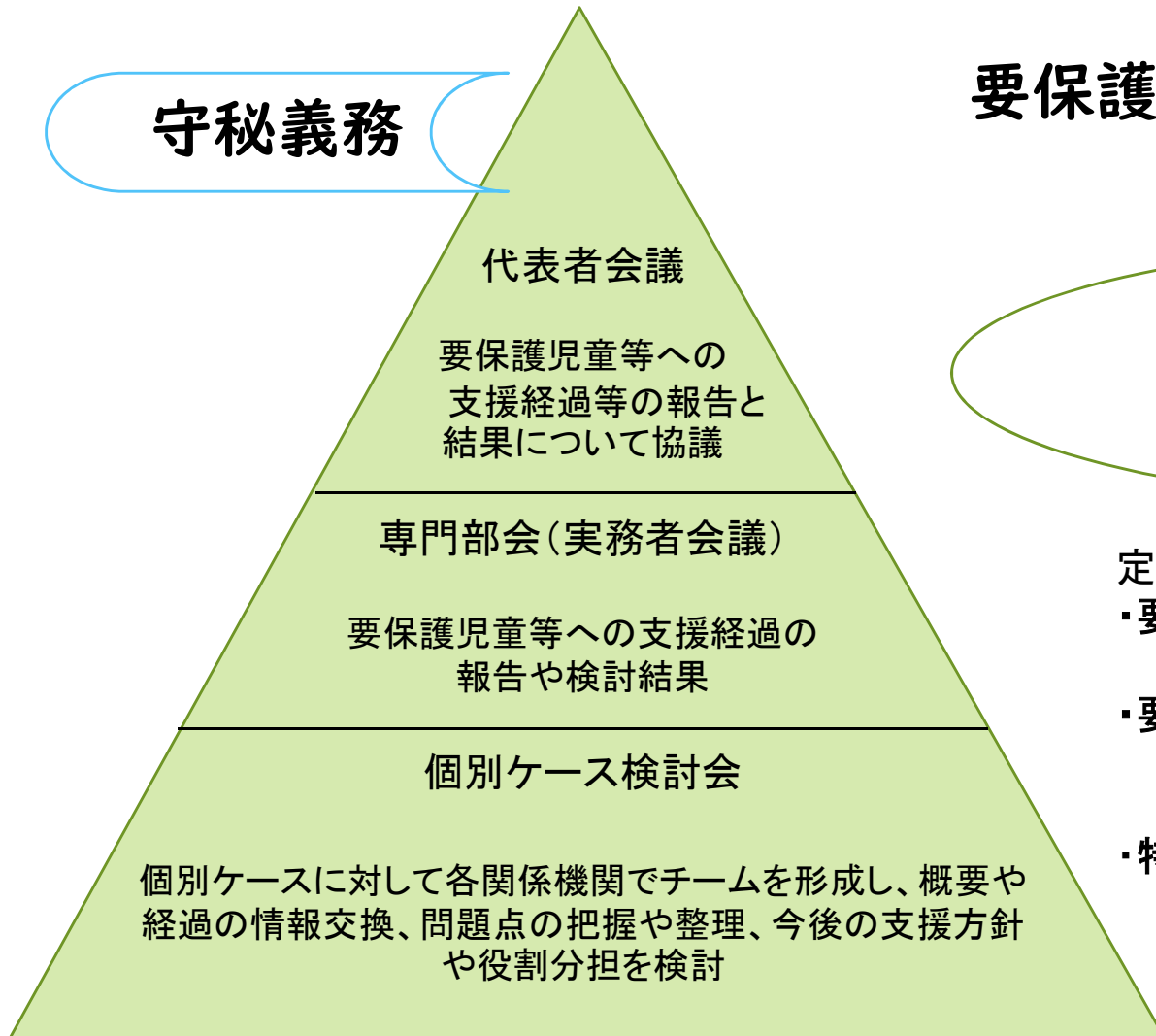
要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報・保護・適切な支援を図るために情報交換をし、支援内容に関する協議を行う

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



※子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

守秘義務



要保護児童対策地域協議会について

子どもに関わる様々な機関によって構成

児童相談所、学校、保育園、幼稚園、福祉事務所、教育委員会、医療機関、警察、養護施設
民生・児童委員、主任児童委員、市役所・・・

定義

・要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

・要保護児童

保護者のない児童又は、保護者に監護させることが不相当だと認められる児童

・特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

相談・通告

- ◇ 子ども虐待対応は、子どもの安全確認を最優先です。虐待を疑った場合は速やかに児童相談所や市町村虐待対応担当窓口(綾瀬市健康づくり推進課)まで連絡してください。また児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)通話料無料で24時間対応しています。緊急時は110番通報です。

- ◇ 通告する方は「虐待でなかったらどうしよう・・・」と心配せずに、虐待かもしれない、支援が必要かもしれないと思われる時は連絡してください。連絡は匿名で行うこともでき連絡者や内容の秘密は守られます。
- ◇ 虐待の早期発見、早期支援のためには、子どもや家庭に日常的に関わる関係機関や地域の「目」がとても重要となります。



地域子育て支援拠点

目的 子育ての孤立化を防ぐために、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を持ち、子育ての不安や悩みを相談できる場の提供（児童福祉法に基づく）

△子育て支援センター 市内では3ヶ所で実施 現在は予約制で実施

4つの基本事業

- ・子育て親子の交流の場の提供と交流を促進する
 - ・子育て等に関する相談、援助の実施（体重・身長・栄養相談）
 - ・地域の子育て関連情報の提供
 - ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- 親子の絆を深めるコミュニケーション講座（5回）『非認知能力』を高めるために

連携

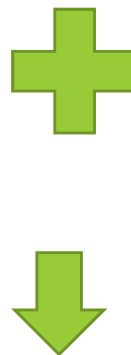
育児支援が必要な場合は保護者の了解のもと、健康づくり推進課や関係機関等と情報共有して子育ての助言や見守りを行う

子育て世代包括支援センター 「妊娠期」の窓口・支援

妊娠届時

全妊婦と保健師との20～30分程度かけて面談実施

- ・母子手帳の発行
- ・妊婦・産婦健診補助券の利用方法
14回分・2回分の補助
- ・セルフケアプラン作成
出産までの見通しや心配な点に寄り添う



生活・家族状況把握

- ・婚姻状況 ・家族状況(父や他の兄弟等)
- ・産後のサポートが得られるか
- ・既往歴(身体・精神疾患等)
- ・説明に対する母の理解度 ・経済状況
- ・妊娠への受け止め
- ・出産・育児へのイメージ

気がかりな妊婦

母子保健での保健師フォロー、特定妊婦として受理（医療機関にも連携依頼）

→出産まで継続的な状況把握・支援（経済的・精神的・養育能力・産後の生活イメージ）

出産・子育て応援交付金事業

伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（令和4年4月以降の出産対象）

全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるようにパッケージとして継続的に支援し、必要な相談やサービスに結びつきやすくなる。

・妊娠届け出時

面談

出産までの見通しを立てる

出産応援ギフト
5万円給付

・妊娠8カ月頃アンケート実施

電話相談・面談・訪問

両親学級案内・産後の生活を具体的にイメージ

・出産・産後

新生児訪問

・子育て期

子育て応援クーポン
5万円給付



伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施のイメージと期待される効果について

別添2

○全ての妊産婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産・子育てまで、身近な伴走型の相談支援（※）と経済的支援を合わせたパッケージとして充実し、継続的に実施する。経済的支援を伴走型の相談支援と組み合わせた形で実施することにより、相談実施機関へのアクセスがしやすくなり、結果的に必要なサービスに確実に結びつき、事業の実効性がより高まる。

（※）実施主体は子育て世代包括支援センター（市町村）（NPO等の民間法人が実施する地域子育て支援拠点、保育園等への委託も可能）

SNS・アプリを活用したオンライン面談・相談も可。産後の育児期にも、子育て関連イベント等のブッシュ型の情報発信、随時相談対応の継続実施。

妊娠期の夫婦

① 初めて妊娠した妊婦



出産までの過ごし方がわからない…。

妊娠届出面談

出産応援ギフト
(5万円相当)

伴走型相談支援

子育てガイドと一緒に確認。
出産までの見通しを寄り添って立てる

妊娠期・子育て期の支援サービス

産科医療機関



妊婦健診 など

妊娠届出時の経済的支援を交通費等に活用

② 妊娠8ヶ月頃の妊婦と育休取得に悩む夫



そろそろ出産間近だ。子育てできるかな…。出産後に必要な手続きがわからない…。



育休を取って、赤ちゃんの身の回りの世話や家事がうまくできるだろうか…。

妊娠8ヶ月面談

子育てガイドを基に、出産時、産後の支援・手続きと一緒に確認。
産前・産後サービス利用と一緒に検討・提案

市区町村、地域子育て支援拠点



両親学級

育児体験・出産前教室、
出産前夫婦の集い

産後の夫婦

③ 出産直後の夫婦と育休取得中の夫婦



育児の悩みの共有、情報交換等が気軽にできる仲間がほしい…。

夜泣きがひどくて眠れず、育児疲れが…。保育園入園手続きしなくては…。

出生届出面談

子育て応援ギフト
(5万円相当)

夫の育児休業取得の推奨、赤ちゃんを迎える心構え、育児を学ぶ両親学級・育児体験教室等を紹介



子育てサークル、父親交流会 など

ピアである先輩家庭と出会う機会、父親交流会など、他の親との世間話、情報交換、悩みを共有できる仲間作りの機会の紹介

産科・小児医療機関、訪問家事支援事業者、保育園・幼稚園 など

出産届出時の経済的支援を産後ケア、家事支援サービスの利用料等に活用

乳児家庭全戸訪問

産後ケア等のサービス紹介、育休給付や保育園の入園手続き、求職相談窓口の紹介

産後ケア (産後型・通所型・アウトリーチ型) 産婦健診・乳幼児健診 予防接種

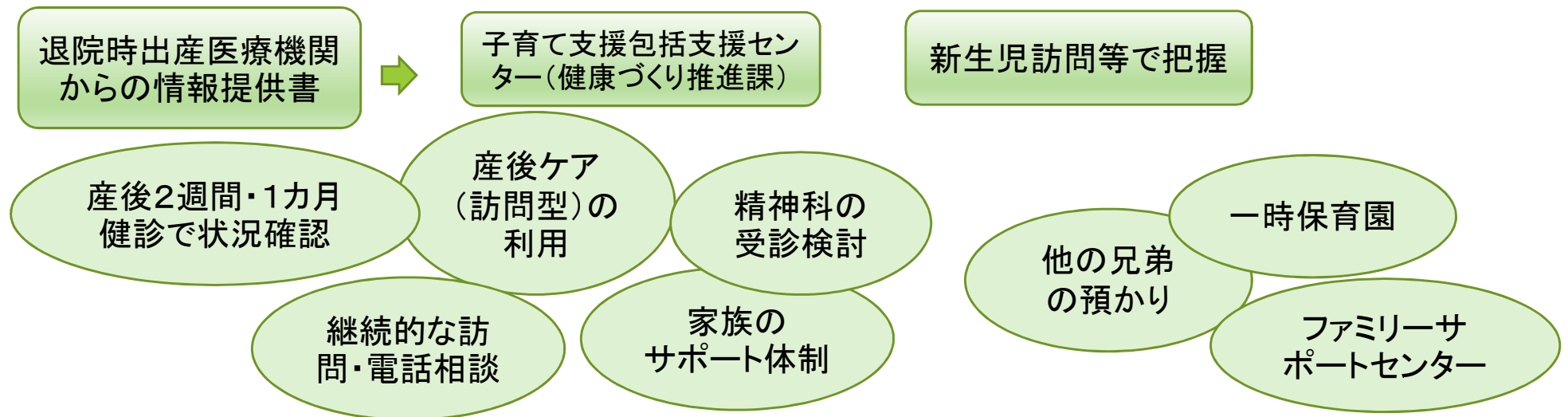


訪問家事支援 入園手続き など

いつでもかかりつけの相談機関とつながり、身近で相談できる安心感・「孤育て化」の防止

子育て世代包括支援センター 「産後」の窓口・支援

▼産後うつのお母さんがいたら・・・



身近にいる人の対応

お母さん本人や家族の気持ちを聞いたうえで、窓口(健康づくり推進課)への相談を提案してみる。

子育て世代包括支援センター 「乳幼児期」における窓口・支援

▽育児困難な家庭があったら

乳幼児健診(4~5カ月)
等で把握

保健師による
養育支援訪問

母の精神
状態

家族の認識

一時保育
等の利用

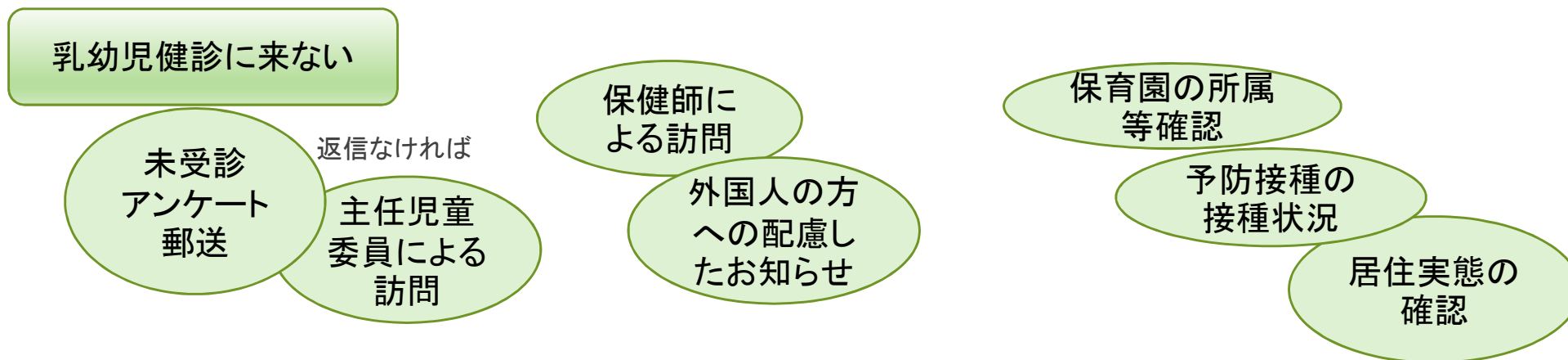
家族のサポート
体制の調整

子育て支援
センターの
利用

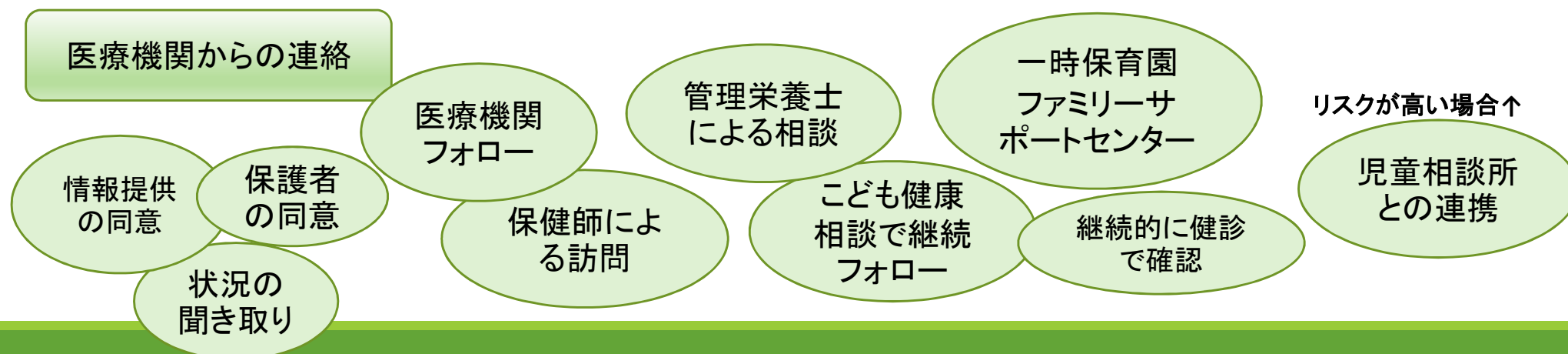
社会福祉協議会
(家事支援の利用)

一時保護
児童相談所

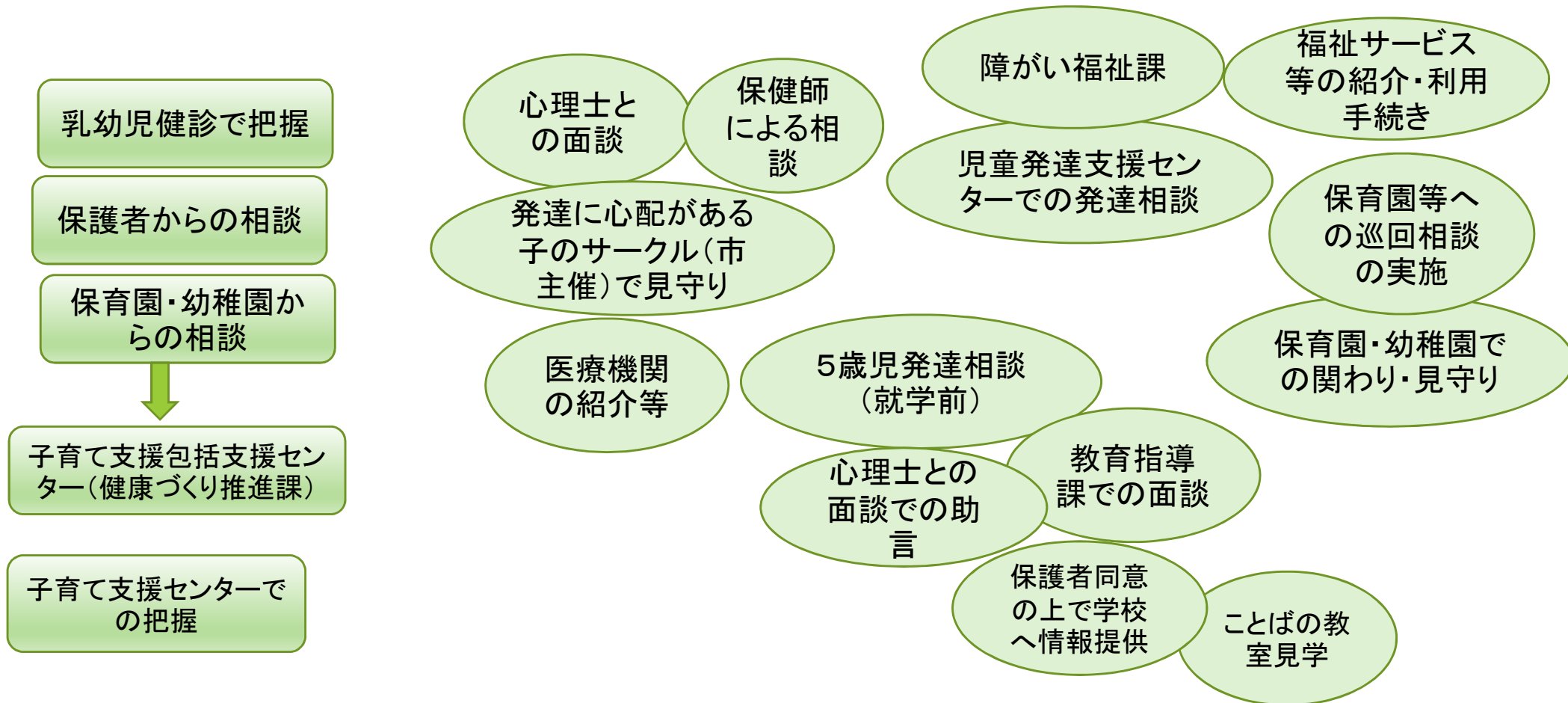
▽乳幼児健診を未受診のこどもがいたら



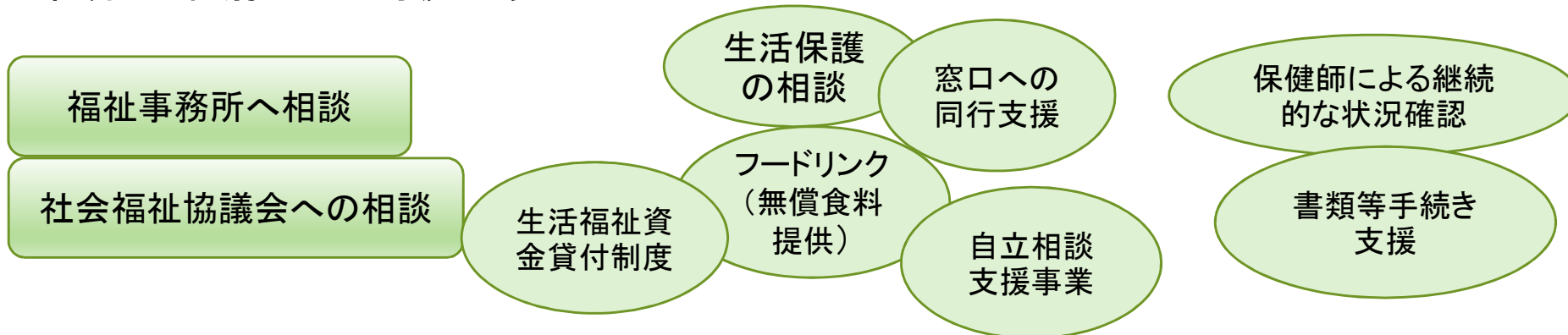
▽体重増加不良のお子さん・育児疲れのあるお母さん・・・



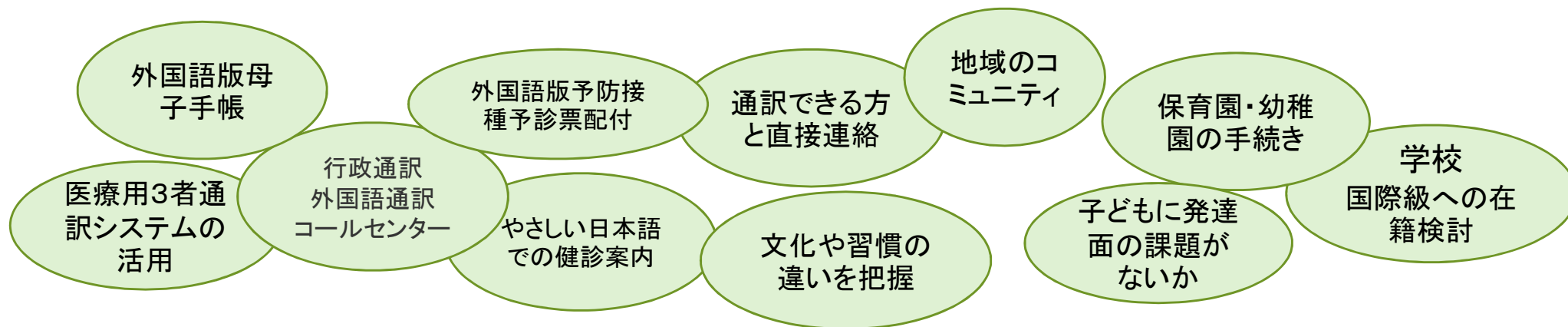
▽発達のある心配があるお子さんがいたら・・・



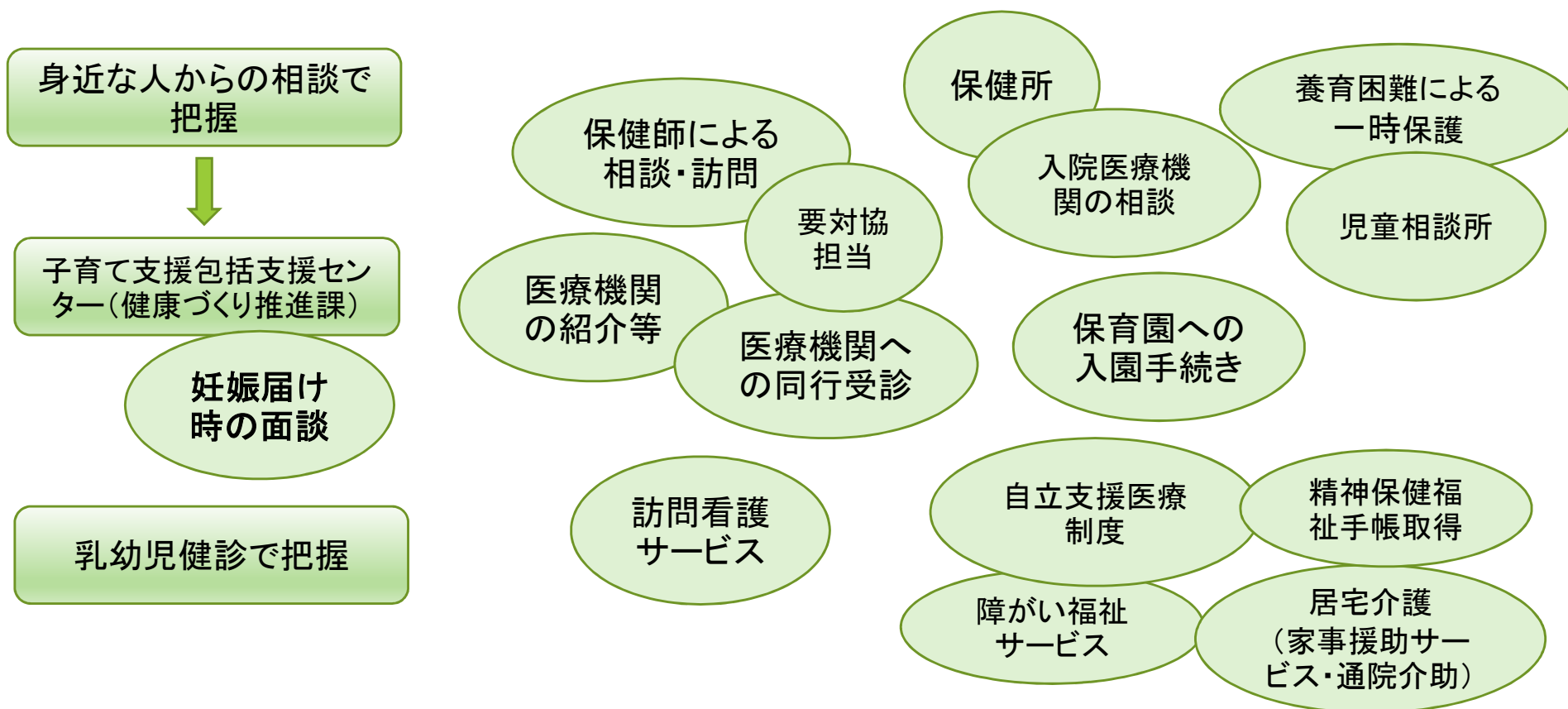
▽経済的に困窮している家庭があったら・・・



▽外国人の方で支援を必要としたら・・・

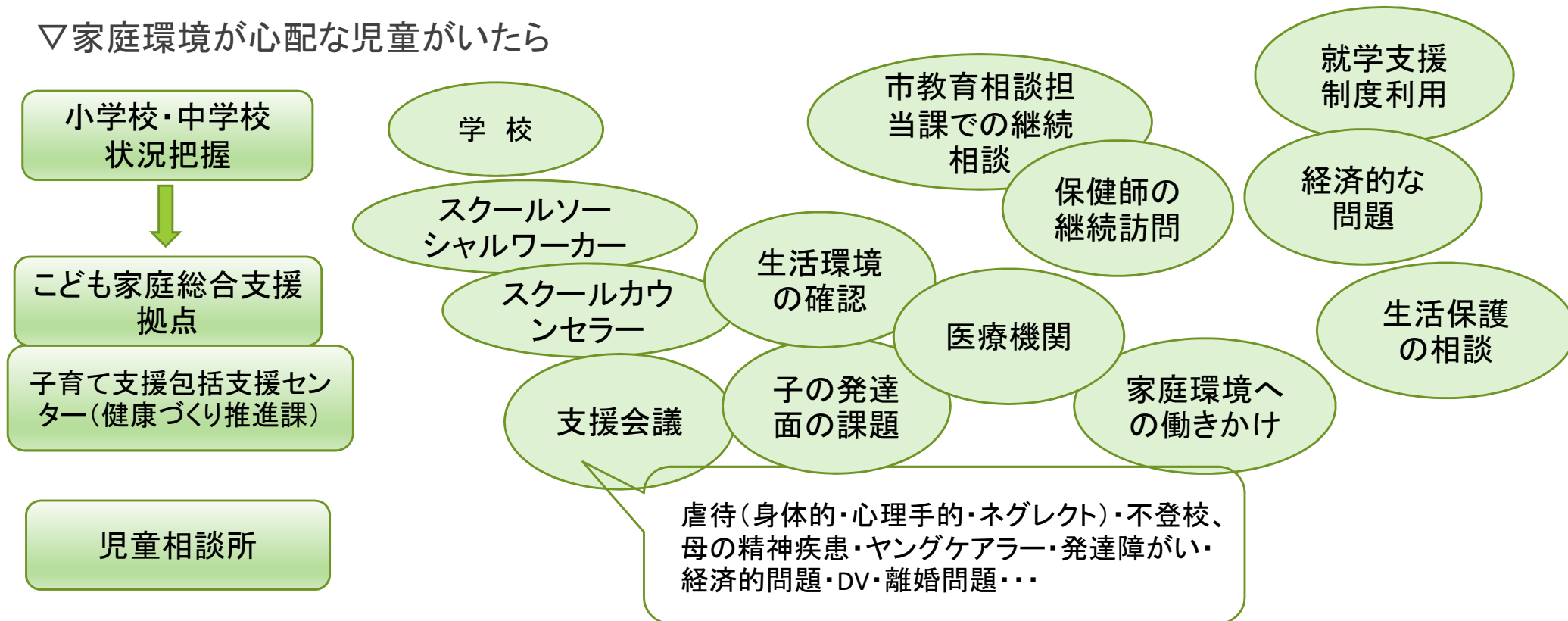


▽精神疾患のあるお母さんがいたら・・・



「学齡期」における相談窓口・支援

▽家庭環境が心配な児童がいたら



支援につなぐために

- まずは子どもや保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に話を聞いてみる。
話を聞いてもらうことだけでも、安心して自信が持て次の段階へ進めるようになる。
- 困ったことがあれば、会話の中でsosを出しやすい関係づくりを心掛ける。
- 相談窓口を紹介したら、保護者が直接相談できるか確認する。難しければ、保護者の同意のもと、支援者が相談窓口にもまず状況を伝えてみる。窓口の担当者の名前を聞き、保護者に伝える。或いは、窓口担当者より保護者に直接連絡を入れてもらう。
- 電話をする・相談する・手続きを行う等、当事者にとっては難しいハードルがたくさんある。
- 相談窓口を紹介した場合、しっかりと繋がったか支援者は事後フォローをする。
- 窓口やサービスにきちんと繋がるまで、当事者単独では難しいことが予測される場合、窓口への同行や書類手続き等、できる範囲で当面の間継続的なフォローを行う。

連携をとるうえで必要なこと

- ◇一人で抱え込まずに、多くの連携機関を持つことを意識する。一つの機関に偏ることでケース支援への負担感が増し継続支援が難しくなる。
- ◇各関係機関が自己の役割を明確にして、役割を分担し、情報共有しながら積極的に関わる。個別ケース会議等で決めた役割は状況を合わせて実行し、共通認識を持つために情報共有する。
- ◇最も適した立場の支援者を中心にケースへ働きかけたり、関係づくりをしていく。
- ◇どこと連携すればよいか分からない時は、聞きやすい方を知っておく。
- ◇直接、出向いて顔が見える関係づくりも大切。

最後に

- ◇ 綾瀬市においては、子育てに関する相談全般の窓口は健康づくり推進課になります。子育てに直接関係することでも、どこに話してよいかわからない場合は、まず健康づくり推進課にご相談ください。窓口で内容を確認し、適切な相談先をご案内します。
- ◇ 他の自治体においても同じように一本化された相談窓口があるので確認してみてください。より連携をとりやすくするためには、日頃からの支援者間の何気ない情報交換も必要です。『あの親子はこのままだとちょっと心配だな・・・』という細やかな気づきがとても大切です。

子育て支援は、より多くの地域や支援者の方が温かいまなざしや寄り添う気持ちが大切です。